

◎古典の日に関する法律

(平成二四年九月五日法律第八一号(衆))

一、提案理由(平成二四年八月二四日・衆議院本会議)

○石毛鏌子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、すぐれた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、さまざまな場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものであります。

なお、古典の中でも、我が国が世界に誇る古典文学である源氏物語の存在が記録上確認できる最も古い日が十一月一日であることから、この日を古典の日と定めることとしております。

次に、本案の主な内容について御説明いたします。

第一に、この法律において、古典とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術または思想の分野における古来の文化的所産であつて、我が国にお

古典の日に関する法律

いて創造または継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、すぐれた価値を有すると認められるに至つたものをいうこと、

第二に、国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、十一月一日を古典の日と定めること、

第三に、国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとするとし、さらに、家庭、学校、職場、地域その他のさまざまな場における古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備等の必要な施策を講ずるよう努めるものとする事などであり、

本案は、本日の文部科学委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院文部科学委員長報告(平成二四年八月二九日)

○野上浩太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値

を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根付かせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、池坊保子衆議院文部科学委員長代理から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。